第1条(ETC 会員)

ETC 会員とは、株式会社日専連ベネフル(以下「当社」という。)のクレジットカード(以下「親カード」という。)の会員で、当社の定める会員規約、本規約を承認のうえ、当社に ETC カード利用者として所定の方法で入会を申込み、当社が入会を認めた方をいいます。

第2条 (カードの貸与・有効期限等)

- (1)当社は ETC 会員に対して、前条に記載した親カードに追加し、ETC カードを 1 枚発行し、貸与します。なお、カードの所有権は当社 に属します。
- (2)ETC 会員は、善良なる管理者の注意をもってカードを使用・保管するものとします。
- (3) ETC カードの有効期限はカードに表示し、当社が引き続き ETC 会員として適当と認める場合は、当社所定の時期に更新するものとします。

第3条 (ETC)

- (1) ETC とは、東日本高速道路株式会社、中日本高速道路株式会社、西日本高速道路株式会社、首都高速道路株式会社、阪神高速道路株式会社、本州四国連絡高速道路株式会社、もしくは地方道路公社または都道府県市町村など道路整備特別法に基づく有料道路事業者のうち、当社が業務提携する料金決済契約者と ETC 決済契約を締結した事業者(以下「道路事業者」という。)の料金所に設置した道路側アンテナと車両に取り付けられた車載器(以下「車載器」という。)との無線交信を行うことにより、有料道路の通行料金(以下「通行料金」という。)を料金所においては支払うことなく、通行することの出来る仕組みをいい、ETC が利用できる料金所を ETC 料金所といいます。
- (2)ETC 会員は、ETC の利用に関する本規約に定める以外の事項については、別途定める「ETC システム利用規定等」に従います。
- (3)当社は、当社の責めによらない車載器などに起因して発生した事項および有料道路通行時に発生した事項については、責任を負いません。

第4条(カードの利用方法)

- (1) ETC 会員は、ETC カードによる ETC の利用により道路事業者に支払うべき通行料金を、当社が ETC 会員に代わって道路事業者に立替払いをすることを当社に委託するものとします。
- (2) ETC 会員は、ETC カードを、ETC の利用規定に従って、正常に取り付けられた車載器に挿入することにより、ETC を利用することができます。

また、道路事業者所定の料金所においては、無線交信によらず、ETC カードの提示により ETC を利用することができます。

(3)ETC 会員は、道路事業者が記録した通行記録をもって正規の通行料金とみなして当社が立替払いすることに異議なく承諾します。

第5条(お支払等)

- (1)第4条(1)に基づいて、ETC カードの利用により当社が立て替えた通行料金は、親カードによるカードショッピングの利用代金と同様 に扱われるものとします。なお、ETC 会員の利用代金のお支払いは1回払いのみとします。
- (2)前1項の利用代金は、道路事業者の請求データに基づくものとし、ETC 会員は当社に対して当該請求データの全額を支払うものとします。道路事業者の請求データに疑義がある場合は、ETC 会員と道路事業者間で解決するものとします。

第6条(解約および会員資格の取消等)

- (1)ETC 会員の都合により解約するときは、当社所定の方法で届出を行い、同時に ETC カードを返却するものとします。
- (2) ETC 会員が次のいずれかに該当した場合、当社は ETC 会員に通知することなく、ETC カードの利用停止または ETC 会員の資格および親カードの会員資格を取り消すことができ、これらの措置とともに道路事業者に当該カードの無効を通知することがあります。
 - 1. 入会時に氏名、住所、勤務先等について虚偽の申告をした場合。
 - 2. 本規約のいずれかに違反した場合。
 - 3. ETC カード利用状況が適当でないと当社が判断した場合。
 - 4. その他当社が ETC 会員として不適格と判断した場合。
- (3)(2)に該当し、当社および有料道路事業者が ETC カードの返却を求めたときは、ETC 会員はすみやかにカードを返却するものとします。 (4)ETC 会員が親カードの会員資格を取り消された場合または会員を解約した場合、当然に ETC 会員の資格も取り消されるものとします。

第7条(道路事業者への情報提供)

ETC 会員は、当社が妥当と判断した場合に道路事業者に対し、必要な範囲で ETC 会員の情報を提供することを予め承諾するものとします。

第8条(免責)

当社は、ETC カードの利用代金の決済に関する事項を除き、ETC システムおよび車載器に関する一切の紛議の解決および損害賠償の責任を負わないものとします。

第9条 (規約の変更)

本規約を変更する場合は、当社は予め ETC 会員に変更事項を通知するものとします。なお、通知書到着後 ETC 会員が ETC カードを使用したときは、ETC 会員は変更内容を承認したものとみなされることに異議ないものとします。

第10条(会員規約の適用)

本規約に定めのない事項については、会員規約を適用するものとします。